

2020年5月28日
喜多見バオバブ保育園

副食費、延長保育料（定期登録）の取り扱いについて

通常は夏休みや年末年始の比較的長いお休みを含んだ月について、出席日数に応じて日割りで返金することはありません。ただ今回は区として長期に渡っての休園の措置が取られましたので、一部免除等対応致します。5月22日付でお知らせしたものについて変更点がございますので、こちらをご確認ください。

4月分

休園期間中（4月20～30日）について免除します。

副食費	<p>日額＝一ヶ月分副食費¥4,500÷25日</p> <p>該当日数＝休園期間中（4月20～30日）の9日（日曜祝日を含まない）</p> <p>$4,500 \div 25 = 180$ $180 \times 9 = 1,620$</p> <p>¥1,620 をクレジットカード登録口座に返金します。</p>
延長保育料 （定期登録）	<p>副食費の計算方法に準じ、個々に算定します。</p> <p>算定した額を、クレジットカード登録口座に返金します。</p>
返金日	後日お知らせいたします。

5月分

徴収しませんでした。

6月分

区立保育園の対応に準じ、日割り単価にそれぞれの該当日数をもって算定します。

副食費	<p>日額＝一ヶ月分副食費¥4,500÷25日＝¥180</p> <p>該当日数＝登園日数</p>
延長保育料 （定期登録）	<p>副食費の計算方法に準じ、個々に算定します。</p> <p>該当日数＝延長保育利用日数 *但し、上限を月の延長保育料とします。</p>
徴収日	7月10日

ご不明な点は、事務室までお問い合わせください。